

北松西部商工会合併協議会だより

発行 北松西部商工会合併協議会
〒859-4825
平戸市田平町山内免344-5
田平町商工会内
Tel.0950-57-0223 **第2号**

北松西部の三商工会（田平町、生月町、大島村）は、9月26日（月）田平町商工会研修室で、第2回北松西部商工会合併協議会を開催いたしました。開会にあたり、百合永会長の挨拶の後、直ちに協議に入り、第1号議案の協議会のスケジュール（案）の協議から、第8号議案の各種委員会の関する事項（案）までを協議しました。



第2回合併協議会次第

日時 平成17年9月26日（月）13時30分
場所 田平町商工会 研修室

- 1.開 会
 - 2.会長挨拶
 - 3.議 事
- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 協議会のスケジュール（案）について |
| 第2号議案 | 意見集約・啓発の方法（案）について |
| 第3号議案 | 公告の方法（案）について |
| 第4号議案 | 会員の資格に関する事項（案）について |
| 第5号議案 | 総会・総代会に関する事項（案）について |
| 第6号議案 | 役員に関する事項（案）について |
| 第7号議案 | 各種部会に関する事項（案）について |
| 第8号議案 | 各種委員会に関する事項（案）について |

第2回合併協議会の協議内容報告

第1号議案

協議会のスケジュール（案）について

平成19年4月の合併に向けた協議会、ワーキング会議等のスケジュール（案）が提案され、承認されました。

本年度は、協議会5回、ワーキング会議5回並びに情報誌5回発行の予定です。

第2号議案

意見集約・啓発の方法（案）について

本協議会の内容を周知し、合併に関する会員の皆様への啓発を図るため、情報誌「合併協議会だより」及び広報チラシ等の配布を行うことが承認されました。

第3号議案

公告の方法（案）について

本案は、合併後の公告の方法を協議したもので、その方法は、合併後の商工会の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは、長崎新聞又は電磁的方法に掲載して公告を行うことで承認されました。

第4号議案

会員の資格に関する事項（案）について

全国商工会連合会が定めた標準定款例の当該条文を採用し、会員資格を「地区内で引き続き6ヵ月以上営業所等を有する商工業者」等とすることが承認されました。

また、「会員の資格を有しないものであっても、商工会の趣旨に賛同する者は、特別会員になることができる。」と特別会員の取扱が加わりました。

【特別会員...法定会員、定款会員と同じく会費を納める義務は負うが、議決権及び選挙権を持つことはできない。また役員（員外理事は除く。）に選任されることはできない】

第5号議案

総会・総代会に関する事項（案）について

現在、三商工会とも総会制を採用していますが、新商工会の設立で会員数が484人となり、交通手段、地理的条件等を考慮した結果、新商工会の最高意思決定機関は総代会制を採用することとしました。総代の定数を100名、任期を3年としました。総代は、地区（現在の商工会の地区）ごとに会員の中より選出することになります。

その地区ごとの定数は、均等割と会員数割によって算出し、田平地区42名、生月地区42名、大島地区16名に決定しました。

第6号議案

役員に関する事項（案）について

役員数につきましても、他の合併商工会や各商工会の現状等を考慮し、定数を次のとおり提案し承認可決されました。会長1名、副会長2名、理事19名、監事2名の役員総数24名に決定しました。理事数には青年部長、女性部長も含まれます。（詳細は裏面に掲載しています。）

第7号議案

各種部会に関する事項（案）について

部会の設置は、定款に定める項目であり、会員の皆様で構成するもので、工業、建設業、商業・サービス業による3部会を設置することとしました。

第8号議案

各種委員会に関する事項（案）について

金融斡旋等を円滑に行うため、金融審査委員会を設置し、各地区2名を選出します。他の委員会は必要に応じて理事会の議決を経て設置されることになりました。

商工会合併協議会の協議状況

NO	協議項目	提案	審議	確認	備考
01	合併の方式				新設方式
02	合併の期日				H19.4.1
03	商工会の名称				
04	事務所の所在地(本所・支所)				
05	公告の方法				
06	商工会の事業				
07	会員の資格				
08	総会・総代会				総代制
09	総代の定数及び任期				100名、任期3年
10	役員 の定数及び任期				役員24名
11	部会活動				
12	青年部・女性部				
13	加入金				
14	会費				
15	手数料・使用料				
16	総代の選出				
17	役員選出の方法				
18	各種委員会				金融審査委員会設置
19	事務局機構・体制等				
20	諸規程の整備				
21	受託事業・事務代行の取扱い				
22	各種共済事業の取扱い				
23	地域振興事業及び地域固有事業の取扱い				
24	財産の取扱い				
25	事務処理の統一、IT化				
26	設立委員の数				
27	設立委員会の規程				
28	新商工会の事業計画				
29	新商工会の財政計画				
30	合併までのスケジュール				
31	会員等の意見集約及び啓発の方法				
32	合併基本協定の締結				

北松西部商工会の基礎データ

田平町、生月町、大島村の三商工会の基本的データを表しています。今回の合併協議会で審議された総代制の採用について、総会と総代会の違いは主に次のとおりです。

総会の開催要件は、総会員数の過半数の出席が必要となります。この場合、委任状を受けた代理は、4名まで行うことができます。総代会の開催要件は、総代の過半数の出席が必要となり、この場合が総会の開催要件と大きく異なるところです。また、委任は地区内総代へのみ有効(他地区総代への委任は無効)です。委任状を受けた代理は、1名のみ行うことができます。

1)人口、商工業者、会員数等(平成17年3月31日現在)

区分	人口	商工業者数	小規模事業者数	会員数	組織率
田平町	7,695	317	261	216	68.1%
生月町	7,541	314	310	206	65.6%
大島村	1,610	75	73	62	82.7%
合計	16,846	706	644	484	68.6%

2)業種別会員数内訳(平成17年3月31日現在)

区分	建設	製造	卸小売	サービス	その他	定款	合計
田平町	40	15	73	72	16	0	216
生月町	38	11	62	79	13	3	206
大島村	7	2	32	14	1	6	62
合計	85	28	167	165	30	9	484

3)役職員数、青年部、女性部他(理事には、青年部長、女性部長含む)

区分	総会	会長	副会長	理事	監事	役員計	局長	指導員	補助員	専任	記指	職員計	青年部	女性部	部会	委員会
田平町	総会	1	2	15	2	20	1	1	1	1	1	5	17	39	6	2
生月町	総会	1	2	16	2	21	1	2	1	2	0	6	20	55	3	2
大島村	総会	1	2	5	2	10	0	1	1	0	0	2	5	20	1	2

【総代会に関する決定事項】

新商工会の最高意思決定機関として、総代会を採用する。

(ただし、解散若しくは合併の決議は総会で行わなければならない。)

定数は、100名とする。任期は3年。

また総代は、地区(現在の商工会の地区)ごとに会員の中より選挙で選出する。なおその地区ごとの定数は、均等割と会員数割によって算出する。

	田平地区	生月地区	大島地区	合計
総代数	42	42	16	100

【役員に関する決定事項】

会長1名、副会長2名、理事19名、監事2名の計24名

役員 の選出について

(単位:名)

	田平地区	生月地区	大島地区	合計
会長	全地区で1名			1
副会長	全地区で2名			2
理事	均等割	1	1	1
	会員数割	6	6	2
	小計	7	7	3
青年部長・女性部長				2
監事	全地区で2名			2

第3回北松西部商工会合併協議会開催予定

日時 平成17年10月21日(金)13:30~
 場所 田平町商工会 研修室
 議題 規約の一部改正ほか11議案予定

会員の皆様へ 行政が10月1日から、新平戸市となりました。商工会も、平成19年4月を目標に関係機関と協力して、協議会を進めてまいります。会員皆様のご意見等お寄せ下さいませよう宜しくお願いします。